一五　明治乳業㈱に対する件（違反法条　一九条（一般指定の八及び一〇該当））

昭和四九年（判）第三号

審　決

東京都中央区京橋二丁目六番地
被審人　明治乳業株式会社
右代表者　代表取締役　藤　見　敬　譲
右代理人　弁　護　士　蘆　野　弘

公正取引委員会は、右被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）違反事件について、公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第六六条の規定により審判官辻吉彦及び同杉田保三から提出された事件記録及び規則第六八条の規定により被審人から提出された異議の申立書に基づいて別紙審決案を調査し、次のとおり審決する。

主　文

一　被審人は、育児用粉ミルクを販売するに当たって実施している、卸売業者に対してその販売先である小売業者を特定し、小売業者に、特定の一卸売業者以外のものとは取引できなくさせている制度を廃止しなければならない。

二　被審人は、前項に基づいて採った措置を、被審人の育児用粉ミルクを販売している卸売業者及び小売業者並びに需要者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三　被審人は、前二項に基づいて採った措置を、速やかに、当委員会に報告しなければならない。

四　本件審判開始決定に係る被審人の行為のうち、卸売業者及び小売業者から、被審人の定める価格建てによるそれぞれの売買差益の一部を徴収し、これを一定期間保管した後に、当該卸売業者及び小売業者にそれぞれ払い戻す制度を実施していた部分は、独占

禁止法第一九条の規定に違反するものであったが、既に当該部分の行為はなくなっていると認められるので、被審人に対し、格別の措置を命じない。

理　由

一　当委員会の認定した事実、証拠及び被審人の主張に対する判断は、いずれも別紙審決案と同一であるから、これを引用する。

二　右の事実によれば、被審人は、独占禁止法第二条第一項に規定する事業者であるところ、被審人が育児用粉ミルクの販売に当たり、審決案記載の本件一店一帳合制を実施していることは、本来、卸売業者において自由に決定されるべき販売先の選択を、競争を阻害するおそれのない特別の理由がないのに、制限して取引しているものであり、これは、正当な理由がないのに卸売業者と小売業者との取引を拘束する条件をつけて取引しているものであって、不公正な取引方法（昭和二八年公正取引委員会告示第一一号。以下「一般指定」という。）の八に該当し、また、審決案記載の本件払込制を実施していることは、本来、被審人において保留すべき性格を有しない育児用粉ミルクの売買差益の一部を一定期間保留しているものであり、これは、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照して卸売業者及び小売業者に不当に不利益な条件で取引しているものであって、一般指定の一〇に該当し、いずれも独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。

しかるに、被審人が実施していた本件払込制は、審決案記載のとおり、被審人がこれを廃止したことにより、既になくなっているものと認められる。

三　よって、被審人に対し、右の事実のうち、その実施している本件一店一帳合制については、独占禁止法第五四条第一項の規定により、また、本件払込制については同条第二項の規定により、それぞれ主文のとおり審決する。

昭和五二年一一月二八日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　後野一郎

委員　藤口英輔

別紙

昭和四九年（判）第三号

審決案

東京都中央区京橋二丁目六番地
被審人　明治乳業株式会社
右代表者代表取締役　藤見敬譲
右代理人弁護士　蘆野弘

右被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）違反事件について、公正取引委員会から、独占禁止法第五一条の二及び公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第二六条の規定により、担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のような審決をすることが適当であると思料し、規則第六六条及び第六七条の規定により、本審決案を作成する。

主文

一　被審人は、育児用粉ミルクを販売するに当たって実施している卸売業者に対してその販売先である小売業者を特定し、小売業者に、特定の一卸売業者以外のものとは取引できなくさせている制度を廃止しなければならない。

二　被審人は、前項に基づいてとった措置を、被審人の育児用粉ミルクを販売している卸売業者及び小売業者並びに需要者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三　被審人は、前二項に基づいてとった措置を、速やかに、当委員会に報告しなければならない。

四　本件審判開始決定に係る被審人の行為のうち、卸売業者及び小売業者から、被審人の定める価格建てによるそれぞれの売買差益の一部を徴収し、これを一定期間保管した後に、当該卸売業者及び小売業者にそれぞれ払い戻す制度を実施していた部分は、独占禁止法第一九条に違反するものであったが、既に当該部分の行為はなくなっていると認められるので、被審人に対し格別の措置を

命じない。

理　由

第一　事　実

一(一)　被審人は、肩書地に本店を置き、育児用粉ミルクの製造業を営む者であり、被審人が国内において販売する育児用粉ミルクのほとんどすべては、被審人から多数の卸売業者に販売され、更に、卸売業者から小売業者を経て需要者に販売されている。

(二)イ　被審人並びに雪印乳業株式会社及び森永乳業株式会社の三社（以下「上位三社」という。）は、昭和四八年において、国内における育児用粉ミルクの総需要量のうち、約九四パーセントを供給しており、被審人は、約四六パーセントを供給し、同業者中首位にある。しかして、右の比率は、昭和四七年においてもそれぞれほぼ同様であり、また、育児用粉ミルクの生産においても、従来、上位三社への集中が顕著である上、昭和四三年以降、被審人は、一貫して同業者中首位にある。

ロ　育児用粉ミルクについては、その商品特性から、需要者は、特定の銘柄を指定して購入し、その銘柄を継続して使用するのが通常であるから、このような需要に応ずる小売業者及びその注文に応ずる卸売業者は、被審人の育児用粉ミルクを常備する必要がある。

ハ　被審人は、卸売業者に育児用粉ミルクを販売するに当たり、被審人の作成に係る不動文字をもって印刷された契約書（覚書を含む。以下同じ。）を使用し、契約書に定める取引条件を基本として卸売業者と取引することとしているが、取引価格については、自ら定めて卸売業者に通知し、これを値引きすることはなく、決済条件、リベートの支払条件などについては、契約書にあらかじめ定め、又は、別に自ら定めた基準によることとしているなど、主要な取引条件のほとんどを被審人が一方的に決定して取引しており、卸売業者の意向が取引条件に反映されることはまれである。

ニ　被審人は、従来、育児用粉ミルクの希望卸売価格、希望小売価格等の価格建てを設定しており、この価格建てによる卸売業者及び小売業者の売買差益がそれぞれの販売価格に占める比率（以下「売買差益率」という。）を一般の商品のそれに比率して、低い水準にすえ置いている。

二　被審人は、従来、自己の製造する育児用粉ミルクを明治商事株式会社（以下「明治商事」という。）に一手に販売させていたところ、昭和四七年一月一日、明治商事から育児用粉ミルク等の乳製品の販売に関する営業を譲り受け、自ら卸売業者等に販売することとなったが、その際、明治商事が育児用粉ミルクの卸売価格及び小売価格を自己の価格建てによる水準に維持するために実施してきた次の制度も受け継いだ。

(一)　卸売業者間においてその販売先が競合しないように、卸売業者に対してその販売先である小売業者を特定し、小売業者に特定の一卸売業者以外のものとは取引できなくさせている制度（以下「本件一店一帳合制」という。）

(二)　育児用粉ミルクの販売代金を回収するに際して、卸売業者に小売業者の売買差益の一部を徴収させた上、卸売業者からは、右の売買差益の一部及び卸売業者の売買差益の一部を徴収し、これを数か月保管した後、当該卸売業者及び小売業者に対しそれぞれ払い戻す制度（以下「本件払込制」という。）

三　被審人は、前記一記載のとおり被審人が卸売業者に対し、取引上優位にある状況の下に、育児用粉ミルクを販売するに当たり、その卸売価格及び小売価格を自己の価格建てによる水準に維持するため、明治商事から受け継いだ前記両制度を、それぞれ次のとおり実施している。

(一)　本件一店一帳合制については、

イ　その継続実施及び強化充実を各支店に再三指示するとともに、明治商事が把握していた各卸売業者とそれぞれの販売先として特定された小売業者との取引関係（以下「特定取引関係」という。）を引続き把握し、同一の小売業者を卸売業者間において販売先として重複させない方針を堅持しながら、同方針に合致するよう特定取引関係の点検、整備を図り、常時これを把握する一方、卸売業者又は小売業者から定期的に取引の実績を徴集する制度を実施することにより流通経路を確認しながら、実際の取引が特定取引関係どおりに行われているか否かを不断に掌握している。

ロ　更に、卸売業者及び小売業者に対し特定取引関係を変更しないよう適宜要請するとともに、特定取引関係と異なる経路により取引が行われていることが判明した場合には、その取引をしている卸売業者に対し当該取引をやめるよう要請しており、これらの要

請に応じないで特定取引関係の変更を希望する申出があった場合には、新たな取引関係を希望する卸売業者及び小売業者の了解に加えて、従来当該小売業者を販売先としていた卸売業者が当該小売業者と今後取引しない旨の了解が得られた場合に限って、右の申出を認めることとし、かつ、被審人に対し届出の手続をとらせ、その取引関係を特定取引関係として把握することとしている。

(二) 本件払込制については、

イ 卸売業者が小売業者から育児用粉ミルクの販売代金を回収する際、卸売業者に対し、小売業者の売買差益の一部（本件審判開始決定当時の被審人製品明治ソフトカードＦＭＵ明治コナミルクのうち大部分を占めている一、三五〇グラムかんについてみると、一かんにつき売買差益一四三円のうち四六円及び被審人が昭和四九年九月から発売した同一、五〇〇グラムかんについてみると、同一五八円のうち四六円）を卸売価格に加算した金額を小売業者に対する仕切価格とさせることにより、小売業者から右の売買差益の一部を徴収させ、被審人において、卸売業者から育児用粉ミルクの代金を回収する際同時にこれを徴収して保管し、三か月ごとに締め切り、その間の徴収額を締切り後二か月目に小売業者に直接払い戻している。なお、北海道支店の管轄区域においては、これを実施していない。

ロ 卸売業者から育児用粉ミルクの代金を回収する際、卸売業者の売買差益の一部（前記一、三五〇グラムかんについてみると、一かんにつき平均約八二円のうち平均約三四円及び同一、五〇〇グラムかんについてみると、一かんにつき平均約九八円のうち平均約四六円）を出荷価格に加算することにより徴収して保管し、六か月ごとに締め切り、その間の徴収額を締切り後二か月目に卸売業者に払い戻している。

四 被審人は、昭和五〇年一〇月一六日、本件払込制を廃止することを決定し、同月二五日ごろからその旨を卸売業者及び小売業者に通知した上、本件払込制のうち卸売業者に対する部分については、同年一〇月一日にさかのぼって、同じく小売業者に対する部分については、同年一一月一日、それぞれ、これを廃止している。

第二 証拠

第一事実の一(一)の事実は、

一　査第一号証ないし査第三号証、査第一〇号証の一及び査第一一号証

一　参考人河南陽治の第三回審判における陳述

一　査第五七号証及び査第八三号証の各供述調書の記載

一　査第八七号証の供述聴取報告書の記載

同一(二)イの事実は、

一　査第二号証ないし査第七号証及び審第一号証

一　参考人河南陽治の第三回審判における陳述

一　査第七八号証及び査第八三号証の各供述調書の記載

同一(二)ロの事実は、

一　査第二号証、査第三号証、査第九号証の二、査第一一号証ないし査第一三号証の二、査第一八号証、査第二一号証の二及び査第九〇号証

一　参考人河南陽治の第三回審判、同竹田繁の第六回審判、同本間五郎及び同井上正則の第七回審判における各陳述

一　査第六三号証、査第七五号証及び査第八一号証の各供述調書の記載

同一(二)ハの事実は、

一　査第九号証の一及び三、査第一〇号証の一及び二並びに査第二五号証並びに判第一号証

一　参考人河南陽治の第三回審判、同竹田繁の第六回審判及び同井上正則の第七回審判における各陳述

一　査第五七号証、査第五九号証、査第六六号証、査第七三号証、査第七四号証、査第七六号証、査第七八号証及び査第八九号証の各供述調書の記載

同一(二)ニの事実は、

一　査第九号証の四、査第一一号証、査第一四号証ないし査第一七号証、査第二六号証、査第三〇号証の一及び査第三一号証並びに

審第五号証、審第六号証の二及び審第七号証並びに判第一号証

一　参考人河南陽治の第三回審判、同竹田繁、同野口明の第六回審判及び同望月卓の第一〇回審判における各陳述

一　査第五七号証、査第五八号証、査第六〇号証、査第六一号証、査第七三号証、査第七五号証及び査第八二号証の各供述調書の記載

同二の事実は、

一　査第八号証、査第九号証の一及び三、査第一八号証、査第一九号証、査第二一号証の一及び二、査第二三号証ないし査第二六号証、査第二九号証、査第三〇号証の一、査第三四号証の二及び三、査第三七号証の一、査第三九号証並びに査第九〇号証並びに判第一号証

一　参考人中村不二雄の第四回審判における陳述

一　査第五七号証ないし査第六二号証、査第六四号証、査第六六号証、査第六七号証、査第六九号証ないし査第七二号証、査第七六号証、査第七九号証、査第八八号証及び査第八九号証の各供述調書の記載

一　査第八六号証の供述聴取報告書の記載

同三冒頭掲記の事実は、

一　査第二〇号証、査第二二号証ないし査第二五号証、査第三一号証、査第三二号証の一、査第四〇号証及び査第九〇号証

一　参考人河南陽治の第三回審判、同本間五郎及び同井上正則の第七回審判における各陳述

一　査第五八号証、査第六〇号証ないし査第六二号証及び査第六六号証の各供述調書の記載

同三(一)の事実は、

一　査第二号証、査第三号証、査第一八号証、査第二一号証の二ないし査第二五号証、査第三〇号証の二、査第三二号証の一ないし査第三六号証、査第四一号証の一ないし査第五五号証、査第九一号証及び査第九五号証ないし査第一〇一号証

一　参考人河南陽治の第三回審判、同中村不二雄の第四回審判、同竹田繁の第六回審判、同本間五郎及び同井上正則の第七回審判に

おける各陳述

一　査第五八号証ないし査第七八号証、査第八〇号証、査第八八号証及び査第八九号証の各供述調書の記載

同三(二)の事実は、

一　査第九号証の一ないし四、査第一〇号証の一、査第一六号証、査第一七号証、査第二五号証、査第五〇号証及び査第五二号証並びに審第五号証、審第六号証の二及び審第七号証並びに判第一号証

一　参考人河南陽治の第三回審判、同野口明の第六回審判、同本間五郎及び同井上正則の第七回審判における各陳述

一　査第五六号証ないし査第五九号証、査第六六号証、査第七九号証及び査第八二号証の各供述調書の記載

同四の事実は、

一　審第五号証並びに審第六号証の一及び二

一　参考人望月卓の第一〇回審判における陳述

を総合していずれもこれを認めることができる。

第三　被審人の主張に対する判断

一　育児用粉ミルクの製造業者間には激烈な競争が行われているし、そもそも被審人等の市場占有率及び育児用粉ミルクの常備必要性は、被審人の卸売業者に対する取引上の優位につながるものではないとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

育児用粉ミルクの総需要量は、乳児の数によって限定されており、その限られた需要を少数の製造業者が取り合うのであるから、その間の競争は極めて激しく、その結果、各製造業者の市場占有率は常に変動しており、今後競争は一層激烈になるものと思われるから、被審人の市場占有率及び首位の座が今後とも維持されるという保証はない。したがって、昭和四八年の被審人等の市場占有率をもって、被審人が卸売業者に対し取引上優位にあることの根拠とすることは、速断のそしりを免れない。また、そもそも、被審人及び上位三社の国内における市場占有率並びに卸売業者及び小売業者における育児用粉ミルクの常備必要性をもって、被審人が卸売

業者に対し取引上優位にあると認定することは、その論旨が不可解であり、首肯できない。

(二) 右主張に対する判断

育児用粉ミルクの製造業者間における競争の実態については、各製造業者の価格を中心とした競争が、卸売業者との取引の場においては、激烈であるとは認められず、少なくとも、被審人の卸売業者に対する取引上の優位を損なう程の競争が行われているとは認められない。被審人の主張する「激烈な競争」が存在するとしても、それは、主として、病産院における各製造業者の育児用粉ミルクの普及という極めて限られた範囲においてみられるに過ぎないのであって、このような「競争」は、前記第一事実一(二)ロに述べた卸売業者における被審人の育児用粉ミルクの常備必要性を高め、ひいては、被審人の卸売業者に対する取引上の優位を強める効果を生じさせるに過ぎない（査第一二号証及び査第六三号証）。また、市場占有率については、前記第一事実一(二)イにおいて認定したとおり、被審人及び上位三社のそれに大きな変動はなく、従前に比し大きく変動しているのは、森永乳業株式会社のそれが低下していることのみであるが、これは、主として同社の製品事故の影響によるものであって、通常の競争の結果によるものとは認められないし、また、市場占有率が今後変動するか否かは、将来に対する単なる憶測に過ぎない。

次に、少数の事業者で高い市場占有率を占めている場合の上位事業者と多数の同業者間で競争が有効に機能し得るような条件のもとにある事業者との間の取引においては、一般に、前者が後者に対して優位に立つことは、見易いところであるから、前記第一事実一(二)イにおいて認定したとおり、上位三社で約九四パーセントの市場占有率を占めている育児用粉ミルク業界において、約四六パーセントの市場占有率を占め、かつ、同業者中首位にある被審人と同業者が多数存在する卸売業者との取引においては、被審人が卸売業者に対し取引上優位にあることは明らかであり、このような優位を損なう程の競争が製造業者間で行われていないことは、右に述べたとおりである。

また、育児用粉ミルクについては、前記第一事実一(二)ロにおいて認定したとおり、卸売業者にとっては、被審人の育児用粉ミルクを常備しておくことが営業上不可欠となっており、換言すれば、被審人の育児用粉ミルクを欠いた場合に、他の銘柄の育児用粉ミルクによって代替することが困難な状態にあり、このことが被審人の卸売業者に対する取引上の優位を一層強めることとなり、その結

果、右の被審人の優位は動かし難いものとなっている。

以上のとおりであるから、被審人の主張は、いずれもこれを採用することができない。

二　育児用粉ミルクの売買差益率が低い水準にあるとは言えないとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

卸売業者及び小売業者の各段階における育児用粉ミルクの取扱いに伴う実質的な利益は、同商品について、右各段階における回転率が高いこと、販売に要する経費が少額であること、小売業者にあっては、固定客を確保し、他の商品の売上げ増進に役立つことなどを勘案すると、右の事業者の多くが取り扱っている医薬品のそれに比しても、著しく劣るものではない。また、育児用粉ミルクの売買差益率を一般の商品のそれと比較することは、何ら意味がない。

(二)　右主張に対する判断

本件においては、被審人が設定している育児用粉ミルクの価格体系上の売買差益率の高低を問題としているのであって、端的に言えば、被審人が、卸売業者及び小売業者の意向にかかわりなく、育児用粉ミルクの売買差益率を一般の商品のそれに比して低い水準に設定しているか否かを問擬しているのであるから、回転率等を勘案した実質的な利益率の高低を云々する被審人の主張は、その前提を異にするものであり、したがって、このことをもって前記第一事実一(二)ニにおいて認定した事実をくつがえすことはできない。また、育児用粉ミルクの売買差益率の高低を判断するに当たって、一般商品の売買差益率を各商品の平均的な数値として基準にし得ることは、見易いところであり、本件においては、このような観点から判断がなされているのであって、これを何ら意味がないとする被審人の主張は、理解し難いし、被審人が医薬品の売買差益率を右高低の判断の基準とすることの合理的根拠も不明であるから、被審人の主張は、採用することができない。

三　被審人の実施しているいわゆる一店一帳合制は、卸売業者と小売業者との取引を拘束するものではないとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

被審人がその販売方策として、小売業者が被審人の育児用粉ミルクを仕入れるに際し、一定期間は、いずれか一の卸売業者のみと

取引する状態（以下「一店一帳合」という。）の可及的な普及促進に努めていることは否定しないが、これに対する協力を卸売業者との取引の条件としたことはなく、また、これに協力しなかったことを理由として、取引を停止したり、リベートを減額したことはないから、右普及促進の手段は強圧的でなく、強制を伴わざる勧奨の域を出ないものであることは明らかであり、したがって、被審人が実施しているいわゆる一店一帳合制は、卸売業者に対し、その販売先である小売業者との取引について、何ら拘束するものではない。したがって、被審人の右の行為は、不公正な取引方法（昭和二八年公正取引委員会告示第一一号。以下「一般指定」という。）の八に該当するものではない。

(二)　右主張に対する判断

被審人が卸売業者に対し取引上優位にあることは、前記第一事実一(二)イ及びロにおいて認定し、前記一(二)の判断において述べたところから明らかであり、このように被審人が取引上優位にある状況の下においては、卸売業者は、被審人との取引を継続する必要から、被審人の定めるところに従わざるを得ない状況にあると認められ、このことは、前記第一事実一(二)ハ及びニにおいて認定したとおりである。被審人は、このような状況の下で、卸売業者に対し同三(一)において認定したとおり、本件一店一帳合制を取引上の仕組みとして一般的・制度的に実施しているのであり、卸売業者としては、これにより自己の販売先及び販売数量を被審人によって不断に掌握され、かつ、販売先を変更しないよう要請を受け、その変更については、被審人の定める手続を履まねばならないので、大多数の卸売業者は、被審人の本件一店一帳合制実施の要請を受け容れざるを得ない立場にあると認められる。しかも、被審人が、本件一店一帳合制の実施に伴い、卸売業者に対し、被審人の右要請に従わない場合には、リベートの減額、取引契約の解除などの制裁を課することがある旨を伝達している事実、必要に応じてこのような制裁を課したことがある事実及び昭和四八年七月の育児用粉ミルクの価格引上げの際に、卸売業者に対し、一定期間、特定販売先の変更を一切禁止した事実が認められる以上、本件一店一帳合制の実施は、被審人の主張するような勧奨の域を出ないものとは到底言えず、むしろ端的に被審人の卸売業者に対する取引上の優位に基づいた一般的・制度的な取引上の仕組みであると言わざるを得ないものであって、また、実際にも卸売業者がこれに従っており、拘束の効果が挙がっていると認められる。以上の次第であるから、本件一店一帳合制の実施は、卸売業者に対する拘束とみるほかなく、

一般指定の八に該当することは明らかであり、被審人の主張は失当である。

四　被審人が実施しているいわゆる一店一帳合制は、一般指定の八にいう「正当な理由」がある場合に該当するとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

イ　一般指定の八にいう「正当な理由がないのに」を、公正な競争秩序を阻害するおそれがない場合を除外するために加えられたもので、それ以外の意味に解すべきでないとする見解は、「正当な理由」という含みの多い字句の字義上無理な解釈であり、また、独占禁止法第二条第七項各号中の「不当な（に）」の字句を無視した解釈である。

従来、育児用粉ミルクの取引にあっては、一店一帳合が一般的であったが、それは、一店一帳合の下では、流通費用の節約により、末端価格の引下げが可能となり、また、流通経路が容易に確認できることにより、育児用粉ミルクの事故品の回収等の迅速、適確な処理、育児用粉ミルクの供給不足等の際の商品の偏在の防止、債権保全上の見地からのいわゆる換金売りの発見等が容易になるという利点があるためであり、このような利点は、単に企業の立場からのみでなく、公益的見地からも有意義であるから、企業が一店一帳合を促進することには、十分経済上の合理性がある。したがって、仮りに本件一店一帳合制の行為形態が一般指定の八に規定する類型にあてはまるとしても、「正当な理由」なくしてなされたものではないから、同指定には該当しない。

ロ　仮りに右イに掲げた見解に従うとしても、本件一店一帳合制は、小売業者が仕入れる場合は、原則として二以上の卸売業者からはできず、自己の自由に選択した単一の卸売業者のみからできるということに過ぎないのであって、取引先の自由な選択、変更を妨げるものではなく、競争維持の観点からは、制限という名に値しない程のものであって、卸売業者間の主要な競争条件は少しも傷つけられていないから、本件一店一帳合制には「正当な理由」がある。

ハ　不当廉売は、一般指定の五においてつとに禁止されているところ、公正取引委員会が、昭和四八年に発表した小売業における不当廉売の規制基準の案によると、仕入原価に少なくとも必要経費を加えた額以下での販売が一般指定の五に該当する不当廉売であることは明らかであるが、このような同指定に違反する行為に対して、公的機関が何ら手を下さない以上、事業者が自己防衛手段として、たとえ相手方に何らかの拘束的条件を課したとしても、それは一般指定の八にいう「正当な理由」があるものである。

(二) 右主張に対する判断

イ 一般指定の八にいう「正当な理由がないのに」とは、公正な競争秩序を維持するために不公正な取引方法を禁止している独占禁止法の趣旨に照らして、同指定の八に規定する行為類型に該当する行為であっても、公正な競争を阻害するおそれがない場合には、これを不公正な取引方法から除外することを定めたものである。このように、「正当な理由」とは、公正な競争秩序と直接関係のない経済上の合理性などを含まず、専ら公正な競争秩序の観点から解されるべきものであり、このことは、公正取引委員会がつとに明らかにしたところであり（昭和四一年判(ケ)第一号明治商事株式会社に対する件）、その審決取消請求に対する判決（東京高等裁判所昭和四三年行(ケ)第一四八号及び最高裁判所昭和四六年行(ツ)第八三号）においても、同様の判断が示されているところであるから、右に述べたところが無理のない解釈であり、また、同法第二条第七項各号の「不当な（に）」の字句も、右の同法の趣旨に照らして判断すべきものであるから、右の解釈がこの字句を無視したとされるいわれはない。よって、被審人の「正当な理由」の解釈に関する主張は独自の見解と言わざるをえず、このような見解を前提とするその余の主張も失当であり、いずれも、到底これを採用することはできない。

ロ 本件一店一帳合制が被審人の育児用粉ミルクの卸売価格及び小売価格を被審人自身の価格建てによる水準に維持する方策として実施されており、実質的にその再販売価格維持に役立つ機能を有することは、前掲の証拠、とりわけ査第五八号証ないし査第六一号証により十分認められるところであるが、更に、被審人の主張に即してこれを敷衍すれば、小売業者の取引先卸売業者の選択及び変更は、前記第一事実二(一)及び三(一)に認定したとおり卸売業者を経由して被審人の定める手続を履まなければならないのであって、言わば被審人の管理下に置かれているのであるから、自由であるとは認められないものであり、その変更が行われる場合でも、小売業者は二以上の卸売業者とは取引できなくさせられているのであるから、本件一店一帳合制が取引先の自由な選択及び変更を制限しており、その結果、小売業者が随時適宜の卸売業者を取引先として選択し、自己に有利な条件で時宜にかなった仕入れをすることを妨げている事実は、明らかである。右の制限は、同時に卸売業者が取引先小売業者を選択及び変更する自由をも妨げるものであるが、このことは、とりもなおさず、卸売業者間における被審人の育児用粉ミルクの販売価格及び各種の取引条件について

の競争が行われる場を極めて狭い範囲に限定することになり、このような被審人による育児用粉ミルクの競争の場の限定は、前述したように卸売業者の段階における育児用粉ミルクについての製造業者間の競争が活発に行われていない状況の下では、卸売業者間において本来存在すべき小売業者に対する競争を減殺する効果を生ずるのであるから、本件一店一帳合制が公正な競争を阻害するおそれがあることは明らかである。

ハ　独占禁止法が禁止する不当廉売が行われた場合、主務官庁である公正取引委員会が適切な措置をとるべきことは、論をまたないところ、同委員会としても違反事件のすべてを探知することは不可能であるから、まず、違反によって影響を受ける競争業者等利害関係人において、できるだけ同法第四五条第一項に基づき同委員会に違反事実の報告を行い、適当な措置をとるべきことを求めるようにするのが至当であり、それ以上に自己防衛手段と称して本件一店一帳合制のような違法行為を行うことが、一般指定の八にいう「正当な理由」があるものとして、容認されるべきものではない。なお、昭和四八年八月に公正取引委員会が発表した「小売業における特定の不公正な取引方法」の指定案については、指定がなされていないので、被審人の主張のうち当該部分については言及の限りでない。

五　本件払込制のうち卸売業者に対する部分は一種のリベートであるとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

被審人が卸売業者に支払う契約金（昭和四八年八月以前においては基本リベート）は、小売業者に対する払戻し額が定額であるのに対して、取引予定数量の多寡に応じて差異が設けられており、また、被審人と育児用粉ミルクの取引契約を締結していない卸売業者には、支払われない性格のものであるから、一種のリベートとみるべきであり、したがって、本件払込制のうち卸売業者に対する部分は、売買差益の一部を払い戻すこととしている小売業者に対する部分とは、その性質を異にするものである。

(二)　右主張に対する判断

被審人が卸売業者に支払う契約金が売買差益の一部であることは、前掲の証拠、とりわけ査第五七号証及び査第七九号証により明らかであるところ、一般に売買差益は、すべての取引先に対して常に均一であるとは限らず、取引数量の多寡に応じてその額に増減

があることは、通常の取引において往々みられるところであって、被審人の契約金の定め方もその一例に過ぎない。また、被審人が取引契約を締結しないで卸売業者と取引することは、極めて少量な取引の場合に限られており（査第五八号証）、経済単位に達する程度の数量を取引する場合には、すべて卸売業者と契約を締結し、契約金を支払っている。右のような次第であるから、本件払込制のうち卸売業者に対する部分は、売買差益の一部を払い戻すこととしている点で、小売業者に対する部分と何ら変わるところがないと言わざるをえないのであって、この点についての被審人の主張は、理由がない。

六　本件払込制のうち、小売業者に対する部分は、競争に何らの影響を与えるものではなく、仮りに競争に影響を与えるとしても、小売業者にとって不当に不利益な条件であるとは言えず、また、本件払込制が卸売業者及び小売業者にとって不当に不利益であることの証明がないとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

イ　本件払込制のうち小売業者に対する部分は、その実施当初に比し、払込額の引下げ、保管期間の短縮、払込額の小売業者に対する明示などその実施方法に変更がなされたことにより、価格維持の効果がほとんどなくなっているので、卸売業者、小売業者いずれの段階においても競争に何ら影響を与えるものではないと考えるが、価格維持の効果については、それが全く失われたか否かに多少の疑問もあるので、もし価格維持の効果が存在しているとすれば、もともと本件払込制は卸売業者及び小売業者の価格維持の要請に応えて明治商事が実施し、被審人がこれを受け継いだのであるから、その経緯に明らかなように卸売業者及び小売業者の利益に沿うものであり、これを不当に不利益な条件と言うわけにはいかない。右のとおりであるから、本件払込制のうち小売業者に対する部分は、いずれにせよ、一般指定の一〇に該当しない。

ロ　一般指定の一〇においては、正常な商慣習は取引条件が不当に不利益であるか否かを判断する際の基準とされているに過ぎず、したがって、同指定が正常な商慣習に反すること自体を不当としているものでないことは、その文意に照らして明らかなところであるから、同指定に該当することを主張するに当たっては、取引条件が単に正常な商慣習と異なることだけでなく、これが相手方に不当に不利益であることが証明されなければならない。しかるに、本件においては、本件払込制が卸売業者及び小売業者にとっ

て不当に不利益であることの証明がなされていない。

(二) 右主張に対する判断

イ 本件審判開始決定前においてではあるが、本件払込制のうち小売業者に対する部分について被審人の主張するような変更があった事実は認められるものの、これらの変更によって同払込制の持つ価格維持の機能が存在しなくなったのと同様の結果を生じているとは認められない。すなわち、本件払込制により被審人が小売業者から徴収して、保管する金額が、右の変更後においても、小売業者の売買差益の相当部分を占めていることは、第一事実三(二)イに記載のとおりであるから、右の金額を徴収してから払い戻すまでの間、小売業者に対し、本件払込制がない場合に比し、余分な資金を役入させることは明らかであり、その結果として小売業者の販売価格を高目に設定させる傾向が助長されることは否めないところであるから、本件払込制が、依然として、価格維持の機能を失っていないことは明らかであって、このことは、被審人も「価格維持の効果については、それが全く失われたか否かに多少の疑問もある」と自認しているところでもある。したがって、本件払込制の実施が公正な競争を阻害するおそれがあることは、疑いをさしはさむ余地がない。また、同払込制の実施が卸売業者及び小売業者の要請に応えたものであり、その実施による価格維持の効果が卸売業者及び小売業者の利益に沿うものであると仮定しても、同払込制が不公正な取引方法に該当するか否かは、その実施が卸売業者及び小売業者にとって客観的に不利益な条件であり、それによって公正な競争が阻害されるおそれがあるかどうかにより判断されるべきであるから、卸売業者及び小売業者の主観的な事情の存在を理由として、不利益な条件の存在を否定することはできない。いわんや被審人の主張する卸売業者及び小売業者の利益なるものが、違法な手段によって達成される公正な競争を阻害する効果そのものを指すことは明らかであるから、このような効果の存在を理由として本件払込制が卸売業者及び小売業者に不当に不利益でないとする被審人の主張は、牽強付会であると断ぜざるをえない。

以上のとおりであるから、被審人の主張は、いずれも採用することができない。

ロ 一般指定の一〇の「正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること」とは、取引の相手方に対し、正常な商慣習とは認められない不利益な条件で取引し、それによって、公正な競争を阻害するおそれがある場合を指すのであって、本件に

即して言えば、被審人が本件払込制の実施によって、本来、卸売業者及び小売業者が自由に処分すべき売買差益について、その一部を徴収し、保管して、一時的にせよその資金の運用の途をとざすことは、正常な商慣習とは認められず、また、これによって卸売業者及び小売業者が不利益をこうむることは、極めて見易いところである。しかして、右のような不利益な条件で取引することが、卸売業者及び小売業者の廉売行為に対する牽制効果を有することは前述のとおりであるから、右の不利益な条件が、公正な競争秩序を維持するという観点から、不当に不利益な条件であることは明白である。しかも、育児用粉ミルクの売買差益率が一般の商品の場合に比較して低い水準にある状況の下においては、「不当に不利益」の程度が一層強くなることは否めないところである。よって、被審人の主張は、採用することができない。

七　不当廉売防止対策としての本件一店一帳合制及び本件払込制は、容認されるべきであるとの主張について

(一)　被審人の主張の要旨

本件一店一帳合制及び本件払込制の目的が卸売価格及び小売価格の値崩れの防止にあるとしても、事業者が卸売業者又は小売業者の不当廉売を防止するための対策としてこのような方策を講ずることは、企業の自己責任に立脚する自由経済制度の下においては、法律上、当然許容されるべきである。

(二)　右主張に対する判断

不当廉売は、通常それ自体不公正な取引方法に当たるものと考えられるから、その排除は法に従って公正取引委員会がなすべきことであり、事業者がその対策として、本件一店一帳合制及び本件払込制のような違法行為を行うことは、許容されるべきではない。

第四　法令の適用

一　前記第一事実一(一)によれば、被審人は、独占禁止法第二条第一項に規定する事業者であるところ、同第一事実一ないし三によれば、被審人が育児用粉ミルクの販売に当たり、本件一店一帳合制を実施していることは、本来、卸売業者において自由に決定されるべき販売先の選択を、競争を阻害するおそれのない特別の理由がないのに、制限して取引しているものであり、これは、正当な理由がないのに卸売業者と小売業者との取引を拘束する条件をつけて取引しているものであって、一般指定の八に該当し、また、本件払込制を実施

していることは、本来、被審人において保留すべき性格を有しない育児用粉ミルクの売買差益の一部を一定期間保留しているものであり、これは、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照して卸売業者及び小売業者に不当に不利益な条件で取引しているものであって、一般指定の一〇に該当し、いずれも独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。

二　前記第一事実四によれば、被審人が実施していた本件払込制は、被審人がこれを廃止したことにより、既になくなっているものと認められる。

三　よって、被審人に対し、前記第一事実のうち、その実施している本件一店一帳合制については、独占禁止法第五四条第一項の規定により、また、本件払込制については、同条第二項の規定により、それぞれ、主文のとおり審決することが相当であると思料する。

昭和五二年一〇月二〇日

公正取引委員会事務局

審判官　辻　吉彦

審判官　杉田保三

審判官相場照美は当委員会事務局審査部第一審査長に就任したので署名押印できない。

審判官　辻　吉彦